

ぜんかん 基金

CONTENTS

- ◆加入者の皆様へ
2024年12月からiDeCoの拠出限度額が変わります…… 2～3
- ◆事務ご担当者様へ
財政再計算結果について…… 4
短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る
資格取得届の提出について…… 4

2024年4月
臨時号

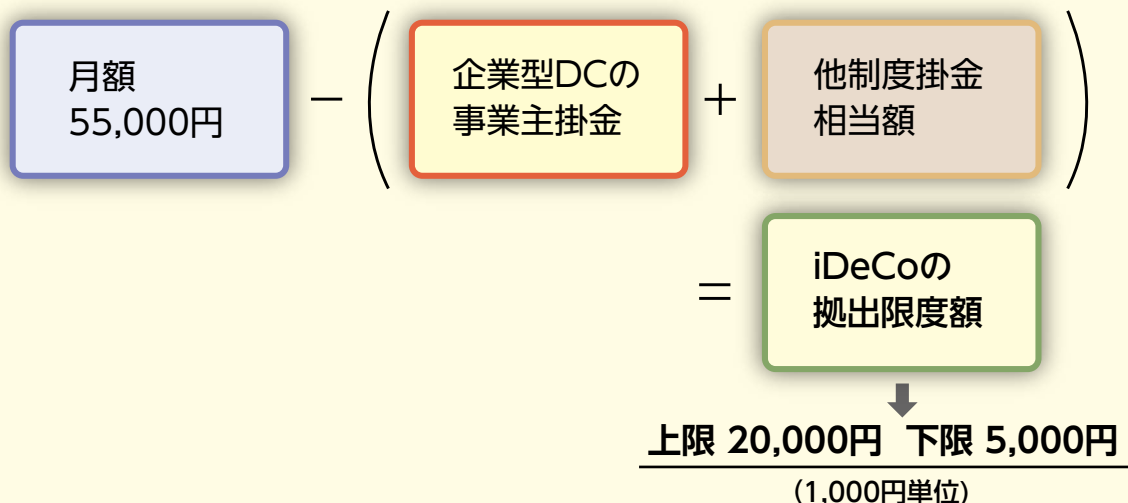




2024年12月から iDeCoの拠出限度額が 変わります

2024年12月1日から、当基金に加入している方が、企業型DCやiDeCoに加入する際の拠出限度額は、「他制度掛金相当額」を反映して算出されます。

iDeCo掛金の算出方法



参考

- 他制度掛金相当額とは
確定給付企業年金(DB)の加入者にかかる確定拠出年金(DC)制度の拠出限度額算定に使用される額
- DBを併用する場合の企業型DCの拠出限度額
2024年11月30日以前：27,500円
2024年12月1日以降：55,000円 - 他制度掛金相当額





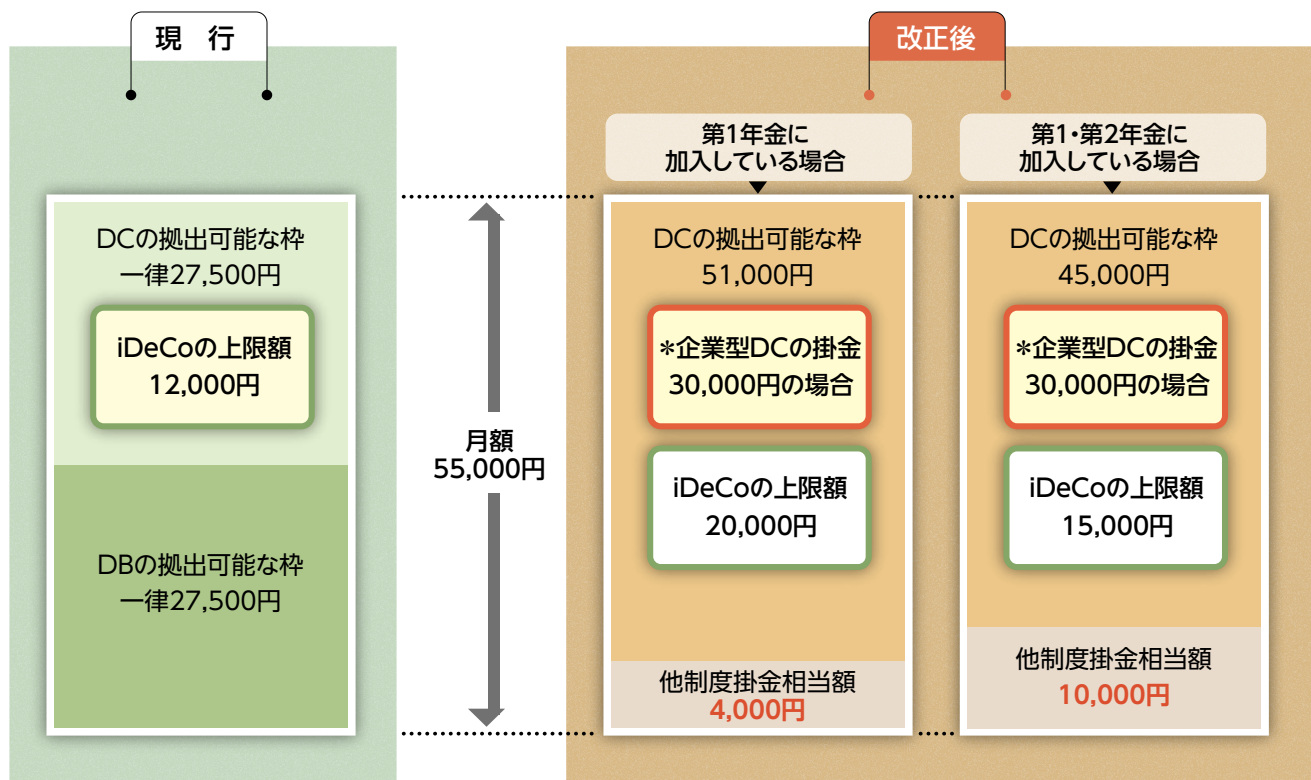
全環境企業年金基金の他制度掛金相当額

第1年金加入者の他制度掛金相当額 **4,000円**

第1年金・第2年金加入者の他制度掛金相当額 **10,000円**

全環境企業年金基金規約第71条の2

● 全環境企業年金基金加入者のiDeCo掛金額の例



● その他の変更点

・ iDeCo加入時の事業主証明書の発行及び年1回の現況確認の廃止

これまではiDeCo加入時と年1回、事業主が資格確認のため証明書を国民年金基金連合会に提出する必要がありましたが、2024年12月からは廃止されます。

企業型DCやDB事業主からの加入者情報が、毎月、企業年金連合会に登録され、そのデータが国民年金基金連合会に連携されるようになります。当基金の加入者情報は、管理業務を委託している三菱UFJ信託銀行経由で企業年金連合会に登録されます。



財政再計算結果について

基金では、2023年3月末を基準日とした財政再計算を行いました。その結果、掛金率が以下のとおり変更となりましたのでご報告します。

***基金の掛金は、全額事業主負担です**

	現 行 (2024年3月分まで)	財政再計算結果 (2024年4月分から)
第 1 標 準 掛 金	97.8%	98.6%
第 2 標 準 掛 金	97.6%	97.8%

***事務費掛金に変更はありません**

確定給付企業年金は、少なくとも**5年ごとに計算基礎率を見直し、実態に即した掛金率に修正を行う**よう法律で定められています。これを**財政再計算**といいます。

- **計算基礎率**…確定給付型年金において、掛金の算出等の財政計算を行う際に、将来の状態を推計するための各種の基礎数値のこと。主な基礎率には、「予定利率」、「予定死亡率」、「予定脱退率」、「予定昇給指数」、「予定新規加入者」等がある。

計算基礎率は、時の経過とともに変化するため、定期的に(法令では5年ごと)に見直しを行うことになっています。

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る 資格取得届の提出について

2024年10月1日から、厚生年金保険の被保険者の人数が、51人以上の企業等で働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険への加入が義務化されます。

加入対象(短時間労働者)の要件

- ◆ 週の所定労働時間が20時間以上
- ◆ 所定内賃金が月額8.8万円以上
- ◆ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ◆ 学生ではない

2024年10月1日以降、短時間労働者であった方が、厚生年金保険の被保険者となった場合は、それぞれの事業所の就業規則、退職金規程等と、当基金規約「別表第2(従業者に係る実施事業所ごとの規定)の①従業者」をご確認いただき、資格取得届の提出が必要な場合は、お手続きをお願いします。

*** 今回の適用拡大に該当すると思われる事業所のご担当者様は、事前に、当基金の規約別表第2の①の内容をご確認をお願いいたします。(基金ホームページに規約が掲載されています)**

